

# 〇〇県介護保険財政安定化基金条例（案）

## 第一章 総則

### （設置）

第一条 市町村の介護保険財政の安定化に資するため、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百四十七条第一項の規定に基づき、〇〇県介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （拠出率）

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「政令」という。）第十二条第一項第一号に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、千分の〇とする。

### （積み立て）

第三条 基金には、法第百四十七条第五項に規定するところにより、事業運営期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）において、市町村から徴収する基金拠出金（以下「拠出金」という。）の総額の三倍に相当する額を積み立てる。

- 2 事業運営期間の各年度において基金に積み立てる額は、知事の定めるところによるものとし、毎年度予算で定める。
- 3 事業運営期間の各年度における都道府県年度負担額は、政令第十二条第五項の規定に従って算定するものとし、毎年度予算で定める。
- 4 基金への積み立ては、市町村が拠出金を納付する時期（以下「拠出時期」という。）までに、行うものとする。拠出金のすべてが拠出時期までに納付されない場合も、同様とする。

### （拠出金）

第四条 事業運営期間において、県が市町村から徴収する拠出金の額の算定については、政令第十二条第一項の規定するところによる。

- 2 事業運営期間の各年度において各市町村に対して納付を求める拠出金の額については、政令第十二条第二項の規定に従って算定するものとし、毎年度予算で定める。
- 3 知事は、前項の規定により各市町村の拠出金の額を算定した場合には、各市町村に対して拠出金の額及び拠出時期その他必要な事項を通知しなければならない。
- 4 市町村は、拠出時期までに拠出金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

#### (現金の管理)

第五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

#### (運用益金の処理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (処分)

第七条 基金は、法第四百七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金の交付を行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## 第二章 交付事業

#### (交付の要件及び額)

第八条 知事は、法第四百七条第一項第一号の要件を満たす市町村に対し、政令第六条第二項の規定により算定した額を交付する。

#### (交付金の額の減額等)

第九条 知事は、政令第六条第五項の規定に基づき、必要があると認めるときは、市町村に対する交付金の額を減額し、又は交付しないこととすることができる。

(委任)

第十条 前二条に掲げるもののほか、交付金の交付に必要な手続その他の事項は知事が定める。

### 第三章 貸付事業

(貸付の要件及び額)

第十一条 知事は、政令第七条第一項の要件を満たす市町村に対し、政令第七条第四項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。

(貸付方法)

第十二条 償還は、当該事業運営期間の借入総額を三で除して得た金額を、次期事業運営期間の各年度において行うものとする。ただし、市町村が、第十四条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

2 市町村は、償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を、県に納付しなければならない。

(償還期限等の延期)

第十三条 知事は、市町村に対し、災害その他特別の事情があると認めるものについては、規則の定めるところにより、貸付金の償還期限を延期することができる。各年度行う償還についても、同様とする。

(繰上償還)

第十四条 知事は、貸付けを受けた市町村が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 貸付けを受けた市町村は、第十二条第一項の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(貸付金の額の減額等)

第十五条 知事は、政令第七条第五項の規定に基づき、必要があると認めるときは、市町村に対する貸付金の額を減額し、又は貸し付けないこととすることができる。

#### 第四章 雑則

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

## 第一章 総則

### （趣旨）

第一条 この規則は、〇〇県介護保険財政安定化基金条例（平成十一年〇〇県条例第〇号。以下「条例」という。）第一条の規定に基づき設置された〇〇県介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第二章 拠出金

### （拠出金の額の算定）

第二条 市町村は、事業運営期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）の前年度の二月十日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 標準給付費見込額計算書（別記第一号様式）
- 二 拠出金見込額計算書（別記第二号様式）
- 三 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、市町村から提出された前項に掲げる書類に基づき、条例第四条第一項及び第二項の規定により、事業運営期間各年度の各市町村の拠出金の額を定める。

3 知事は、各年度の五月末日までに、当該年度の拠出金の額を各市町村へ通知する。

### （拠出金の納付）

第三条 市町村は、各年度の拠出金の額を当該年度の十二月末日までに、納付しなければならない。

### （基金への積み立て）

第四条 知事は、各年度の拠出金の額の三倍に相当する額を、当該年度の十二月末日までに基金へ積み立てなければならない。

## 第三章 交付

(交付の申込み)

第五条 基金から財政安定化基金事業交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとする市町村は、事業運営期間の最終年度の十二月十日までに、財政安定化基金事業交付金交付申請書（別記第三号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 基金事業交付金所要額計算書（別記第六号様式）
- 二 基金事業対象収入額実績報告書（別記第九号様式）
- 三 基金事業対象費用額実績報告書（別記第十号様式）
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第六条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査のうえ、交付を適当と認めるときは、交付及び交付額を決定し、当該市町村に対し通知するものとする。

(交付金の交付)

第七条 前条の規定により交付の決定を受けた市町村が交付金の交付を受けようとするときは、請求書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

#### 第四章 貸付け

(事業運営期間の一年度目及び二年度目における借入れの申込み)

第八条 事業運営期間の一年度目及び二年度目において、基金から財政安定化基金事業貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の二月末日までに、財政安定化基金事業貸付金借入申請書A（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 基金事業貸付金所要額計算書A（別記第七号様式）
- 二 単年度基金事業対象収入額実績報告書（別記第十一号様式）
- 三 単年度基金事業対象費用額実績報告書（別記第十二号様式）

四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業運営期間の三年度目における借入れの申込み)

第九条 事業運営期間の三年度目において、基金から貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の十二月十日までに、財政安定化基金事業貸付金借入申請書B(別記第五号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 基金事業貸付金所要額計算書B(別記第八号様式)
- 二 基金事業対象収入額実績報告書(別記第九号様式)
- 三 基金事業対象費用額実績報告書(別記第十号様式)
- 四 基金事業貸付金(地方債)償還計画書(別記第十三号様式)
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付の決定)

第十条 知事は、第八条又は第九条の規定により提出された借入申請書等を審査のうえ、貸付けを適当と認めたときは、貸付け及び貸付額を決定し、当該市町村に対し通知するものとする。

(貸付金の貸付け)

第十一条 第八条又は第九条の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようとするときは、請求書(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。
- 3 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに借用証書(別記第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(償還方法)

第十二条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、条例第十二条第一項に規定するところにより、次期事業運営期間の各年度において償還を行う。

- 2 当該市町村は、各年度の償還金の額を当該年度の十二月末日までに納付しなければ

ならない。

(償還期限等の延期)

第十三条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、災害等の特別の事情がある場合において、条例第十三条の規定に基づき、償還期限又は各年度の償還時期の延期を求めるときは、償還期限等の二十日前までに、償還時期等延長申請書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査のうえ、その可否及び償還延長期限を決定し、当該市町村に対し通知するものとする。

(任意の繰上償還)

第十四条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村が、条例第十四条第二項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の二十日前までに、繰上償還通知書（別記第十八号様式）を知事に提出しなければならない。

(借入台帳の整備)

第十五条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、財政安定化基金借入台帳を整備しなければならない。

## 第五章 雑則

(交付金及び貸付金の額の減額等)

第十六条 知事は、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受ける市町村が次の各号の一に該当するときは、当該市町村に対する交付金若しくは貸付金の額を減額し、又は交付若しくは貸付けを行わないこととすることができる。

一 保険料収納必要額を不当に過少に見込んだこと又は予定保険料収納率を不当に過大に見込んだことにより、交付金又は貸付金の額が不当に過大となると認められるとき

二 偽りその他不正の手段により、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとし



たとき

三 この規則に規定する交付又は貸付けに係る手続きを怠ったとき

四 前各号のほか、知事が必要と認めるとき

2 知事は、交付金の交付及び貸付金の貸付けを受けた市町村が次の各号の一に該当するときは、当該市町村に対する交付金の全部若しくは一部の返還を求め、又は貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

一 前項の第一号から第三号に該当することが判明したとき

二 交付金又は貸付金を介護保険財政の不足額を補填する目的以外に使用したとき

三 前各号のほか、知事が必要と認めるとき

(報告及び調査)

第十七条 知事は、必要があると認めるときは、交付又は貸付けを受けた市町村に対し、この規則に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

(補則)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

第 号様式	様式名
1	標準給付費見込額計算書
2	拠出金見込額計算書
3	財政安定化基金事業交付金交付申請書
4	財政安定化基金事業貸付金借入申請書 A
5	財政安定化基金事業貸付金借入申請書 B
6	基金事業交付金所要額計算書
7	基金事業貸付金所要額計算書 A
8	基金事業貸付金所要額計算書 B
9	基金事業対象収入額実績報告書
10	基金事業対象費用額実績報告書
11	単年度基金事業対象収入額実績報告書
12	単年度基金事業対象費用額実績報告書
13	基金事業貸付金償還計画書
14	請求書 (交付金用)
15	請求書 (貸付金用)
16	借用証書
17	償還時期等延長申請書
18	繰上償還通知書

第1号様式(第2条関係)

### 標準給付費見込額計算書

標準給付費見込額			
〇〇年度 A	〇〇年度 B	〇〇年度 C	合計 $D=A+B+C$

第2号様式（第2条関係）

## 拠出金見込額計算書

標準給付見込額 A	拠出率 B	拠出見込額 $C = A \times B$

拠出見込額			
〇〇年度 D	〇〇年度 E	〇〇年度 F	総合計 $G = D + E + F$

※A欄は第1号様式のD欄の金額に一致すること

※G欄はC欄に一致させること

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇県知事 殿

市町村長  
一部事務組合管理者  
広域連合の長

印

財政安定化基金事業交付金交付申請書

この交付金を、〇〇県介護保険財政安定化基金条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付希望額
- 2 交付条件 〇〇県介護保険財政安定化基金条例施行規則のとおり

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇県知事 殿

市町村長  
一部事務組合管理者  
広域連合の長

印

財政安定化基金事業交付金借入申請書A

この交付金を、〇〇県介護保険財政安定化基金条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり借入れしたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借入希望額
- 2 貸付条件 〇〇県介護保険財政安定化基金条例施行規則のとおり

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇県知事 殿

市町村長  
一部事務組合管理者  
広域連合の長

印

財政安定化基金事業貸付金借入申請書B

この交付金を、〇〇県介護保険財政安定化基金条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり借入れしたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 借入希望額

2 貸付条件 〇〇県介護保険財政安定化基金条例施行規則のとおり

## 基金事業交付金所要額計算書

予定保険料収納額 A	保険料収納必要額	基金事業対象比率

実績保険料収納（見込）額 B	収納した保険料総額	基金事業対象比率	$D = (A - B) / 2$

保険料収納下限額 C	保険料収納必要額	基金事業対象比率	第一号被保険者数の 区分に応じて定める率	$E = (A - C) / 2$

基金事業対象費用（見込）額 F	基金事業対象収入（見込）額 G	$H = (F - G) / 2$

交付限度額 （D・E・Hのうち、いずれか少ない額）

※いずれも、本事業運営期間3年間の数値を記入すること。

※E欄は、 $B < C$ の場合にのみ記入すること。



第7号様式（第8条関係）

## 基金事業貸付金所要額計算書 A（平成〇年度）

単年度基金事業対象費用（見込）額 A	単年度基金事業対象収入（見込）額 B	C (A-B)

貸付限度額 (C * 1.1)	貸付希望額 (限度額の範囲内)

※いずれも、本年度の数値を記入すること。

第8号様式（第9条関係）

## 基金事業貸付金所要額計算書 B（平成〇年度）

下記の（1）及び（2）に記入すること。

ただし、事業運営期間の1年度目、2年度目に財政安定化基金から貸付を受けていない市町村は、下記の（1）及び（3）を記入すること。

（1）

基金（交付）申請額 A

（2）

単年度基金事業対象費用（見込）額 A	単年度基金事業対象収入（見込）額 B	C (A-B)	貸付限度額 (B-C-A) * 1.1	貸付希望額 (限度額の範囲内)

※（2）については、いずれも、本年度の数値を記入すること。

（3）

基金事業対象費用（見込）額 D	基金事業対象収入（見込）額 E	実績保険料収納（見込）額 F	保険料収納下限額 G	H (F-G)

貸付限度額 (D-E-A) * 1.1	貸付希望額

※いずれも、本事業運営期間3年間の数値を記入すること。

※H欄は、F < Gの場合のみに記入すること。

第9号様式（第5条、第9条関係）

## 基金事業対象収入額実績報告書（平成〇年度）

実績保険料収納（見込）額 A	介護給付費交付金交付実績（見込）額 B	公費負担金実績（見込）額 C	調整交付金交付実績（見込）額 D	介護給付費準備基金取崩し額 E

基金事業対象収入額（見込）額 (A+B+C+D+E)

第10号様式（第5条、第9条関係）

## 基金事業対象費用額実績報告書（平成〇年度）

現物給付実績（見込）額 A	償還払い実績（見込）額 B	財政安定化基金拠出金 C	財政安定化基金償還金 D

基金事業対象費用額（見込）額 (A+B+C+D+E)

第11号様式（第8条関係）

## 単年度基金事業対象収入額実績報告書（平成〇年度）

実績保険料収納（見込）額A	介護給付費交付金交付実績（見込）額B	公費負担金実績（見込）額 C	調整交付金交付実績（見込）額D	介護給付費準備基金取崩し額E

単年度基金事業対象収入額（見込）額 (A+B+C+D+E)

## 単年度基金事業対象費用額実績報告書（平成〇年度）

現物給付実績（見込）額 A	償還払い実績（見込）額 B	財政安定化基金拠出金 C	財政安定化基金償還金 D

単年度基金事業対象費用額（見込）額 (A+B+C+D+E)

第13号様式(第9条関係)

## 基金事業対象貸付金償還計画書

基金事業対象貸付金償還額			
〇〇年度 A	〇〇年度 B	〇〇年度 C	合計 D=A+B+C

別記第14号様式（第7条関係）

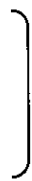
請 求 書

金額	_____円
----	--------

ただし、 年 月 日付第 号をもって交付決定の通知を  
受けた 年度 事業に係る〇〇県介護保険財政安定化基金交付金  
上記金額を請求します。

年 月 日

市長村長  
一部事務組合管理者  
広域連合の長



印

〇〇県知事 殿

（日本工業規格A列4番）



別記第15号様式(第11条関係)

請 求 書

金額	_____ 円
----	---------

ただし、 年 月 日付第 号をもって貸付決定の通知を  
受けた 年度 事業に係る〇〇県介護保険財政安定化基金交付金  
上記金額を請求します。

年 月 日

市長村長  
一部事務組合管理者  
広域連合の長



印

〇〇県知事 殿

(日本工業規格A列4番)

借 用 証 書

金額	_____ 円
----	---------

上記金額は、次の条件で借用します。

- 1 借入対象事業名
- 2 据置期限
- 3 償還期限
- 4 延滞金支払いの方法 毎期日に元利金の全部又は支払を延納した場合は、延納元利金額につき、延納日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した額を延納金として支払ます。
- 5 その他 この貸付金の運用、償還等に関しては、〇〇県介護保険財政安定化基金条例及び〇〇県介護保険財政安定化基金条例施行規則の関係条項に従います。

年 月 日

市長村長  
一部事務組合管理者  
広域連合の長

印

〇〇県知事 殿

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇県知事 殿

市町村長  
一部事務組合管理  
広域連合の長

印

財政安定化基金償還期限等延長申請書

ただし、 年 月 日付第 号で貸付決定を受けた〇〇県

介護保険財政安定化基金貸付金の償還期日を下記のとおり延長したいので、申  
請いたします。

記

- 1 金額
- 2 償還期日
- 3 償還延長期限
- 4 理由

（日本工業規格A列4番）

別記第18号様式（第14条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇県知事 殿

市町村長  
一部事務組合管理者  
広域連合の長

印

財政安定化基金貸付金繰上償還通知書

ただし、 年 月 日付第 号で貸付決定を受け、 年 月 日貸付を受けたこの貸付金を、下記のとおり繰上償還したいので、〇〇県介護保険財政安定化基金条例施行規則第14条の規定により通知します。

記

年 度 区 分	借 入 年月日	借用証書 番 号	借入額 千円	繰 上 償還額 千円	繰上償還 期 日

繰上償還の理由

（日本工業規格A列4番）